

総行市第212号
平成16年5月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令について
(通知)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令並びに戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令が、本日、平成16年総務省令第89号及び平成16年総務省・法務省令第1号をもって公布され、平成16年7月1日から施行されることとなりましたので、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の改正に伴う事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)の一部改正については、別途通知いたします。

記

1 改正理由

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)の一部を改正する。

2 改正概要

住民基本台帳法(以下、「法」という。)に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求及び住民票の写し等の交付請求並びに戸籍の附票の写しの交付請求に際し、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにすることを要しない場合から、次を除く。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第十一条第三項又は法第十二条第五項若しくは法第二十条第二項において準用する法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合

3 施行期日

平成16年7月1日から施行する。